

福岡県 相談支援従事者現任研修 よくある質問

No.	分類	質問	回答
1	研修について	現任研修とは何ですか？	相談支援従事者初任者研修を修了し、相談支援専門員となった方に対し、資格更新のため受講が必要な研修です。初任者研修修了の翌年度を1年目とし、5年目までに受講が無かった場合、相談支援専門員としての資格が失効し、初任者研修より再受講する必要がありますのでご注意ください。 本年度令和6年(2024年)度に初任者研修を修了した場合、令和11年(2029年)度までに現任研修の受講が必要です。 詳細は、福岡県障がい福祉課サービス指導室指定係(092-643-3312)までお問い合わせください。
2	研修について	修了証書はいつ受け取れますか？	研修の最終日(演習3日目)終了後、当日に受講者様本人にお渡しします。
3	受講要件について	実務経験が不足しているのですが申込みできますか？	実務経験について不足している場合、申込みできません。 初任者研修の修了年度によって受講要件が異なります。 詳細につきましては、 受講対象者・要件・提出物 をご確認ください。
4	受講要件について	初任者研修の修了年度がR1の場合は必要書類は初任修了証のみでよいのですか？	R1年度に初任者研修を修了されている方につきましては、修了証の提出のみでお申込みいただくことが可能です。 (法人推薦書の提出は任意となっております。) 初任者研修を修了されている年度によって必要書類が異なっておりますので、詳細につきましては 受講対象者・要件・提出物 をご確認ください。
5	受講要件について	事業所に所属していないのですが申込みできますか？ 個人で申し込みできますか？	申込み可能です。 ただし、定員を上回る応募があった場合、 指定相談支援事業所に勤務もしくは勤務を予定で、法人からの推薦がある方が優先 となりますので、予めご了承願います。 現時点で事業所に所属していない場合でも、 既に就職等が決まっている場合は、就職予定の事業所(法人)からの推薦で申し込みをお願いします。
6	受講要件について	県外ですが申込み可能ですか？	申込み可能です。 ただし、定員を上回る応募があった場合、 福岡県内事業所が優先 となりますので、予めご了承願います。
7	受講要件について	以前、初任者研修を受けているが、現任研を受けていません。 初任研を受ける必要がありますか？	初任研を受講後、翌年度を1年目とカウントし 5年目までに現任研修を受講する必要があります 。5年目までに受講していない場合は資格が失効し、相談支援専門員として勤務できません。あらためて初任者研修(講義2日間、演習5日間)を再受講する必要があります。 (例)平成30(2018)年度に初任者研修を受講した方で令和5年(2023)度までに現任研を受講していない方は、初任者研修再受講が必要です。
8	記入方法について	実務経験証明書はどのように書けばいいのでしょうか？	実務経験は、現在所属法人での経験に限らず、令和元年(2019)年10月～令和6年(2024)年9月までの2年以上の相談支援専門員としての経験をご記入ください。経験が複数法人・にまたがる場合は、職種ごとに作成し、提出ください。
9	記入方法について	申込フォームに入力した内容を間違えました。 訂正はどうしたら良いのでしょうか？	正しい内容を fukuoka_info@hokenfukushi.or.jp 宛に送信ください。 その際は、「受講予定者氏名」と「訂正の為、再送」など訂正の旨の送付であることを明示ください。
10	提出物について	法人推薦書の提出が必須でしょうか？	法人推薦書の提出は必須ではありません。ただし、 定員を上回る応募があった場合、指定相談支援事業所に勤務もしくは勤務を予定で、法人からの推薦がある方が優先 となります。
11	提出物について	事前課題はいつ提出するのですか？	講義(eラーニング)受講後に作成をお願いします。 内容は①講義内容のレポート、②演習で使用使用する事前課題 の2種類ございます。 また、研修2日目(演習1日目)から4日目(演習3日目)に研修の進行のため②事前課題に対して追加で課題に取り組んでいただきますので、 課題の提出ができることを受講条件として います。 課題の詳細については、受講決定後にお知らせいたします。
12	受講要件について	「相談支援の実務経験」や「相談支援業務」というのを具体的に教えてください。 〇〇〇という勤務先で△△△という職務に従事していたが対象でしょうか？	実務経験について個別に回答はしていませんが、あくまでも実務経験証明書に基づいて相談支援業務や実務について確認させていただいております。